

公益財団法人 タカノ農芸化学研究助成財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 タカノ農芸化学研究助成財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県小美玉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農学、特に農芸化学に関する学術研究を助成し、もって学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農芸化学等に関する学術研究に対する助成
- (2) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、理事会において別に定める財産管理運用規程により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業

年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を定時評議員会に報告し、第3号から第6号までの書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条 評議員の報酬は無報酬とする。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要ある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することと

する。

（議事録）

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された評議員 1 名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

（評議員会運営規則）

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

（役員の設置）

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- （１）理事 3 名以上 6 名以内
- （２）監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。また常務理事 1 名をおくことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第 9 1 条第 1 項 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事をおく場合、理事会の決議によって理事長以外の理事の中から選定する。

（親族その他特殊の関係がある者の役員等の選任の制限）

第 25 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法人法第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 38 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 株式及び株主としての権利行使

(議決権の行使)

第 39 条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

2 前項に規定にかかわらず、次の事項については承認を必要としない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配当書類の受領

第 9 章 選考委員会

(選考委員会)

第 40 条 この法人には、第 4 条に掲げる助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、5 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験のある者から理事会で選出し、理事会が委嘱する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 委員は役員及び評議員を兼ねることができない。
- 6 選考委員には、第 25 条 1 項の規定を準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「選考委員」と読み替えるものとする。
- 7 選考委員に関する必要な事項は、理事会の決議により定める助成金選考委員会要綱による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その

権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は官報に掲載する方法による。

第12章 事務局の設置

(事務局の設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める事務処理規則によるものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、高野英一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員	高野 成徳
評議員	小泉 幸道
評議員	太田 寛行
評議員	松本 宏
評議員	原 敏夫

- 5 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	高野 英一（理事長就任予定）
理事	大森 正司
理事	國分 牧衛
理事	久米 賢次
理事	波部 忠司
監事	水越 有宏
監事	出井 滋信

附則 1

改定後のこの定款は、令和1年5月1日から施行する。

附則 2

第9条（事業報告及び決算）

第12条（評議員の選任及び解任）

第21条（議事録）

第43条（公益認定取り消し等に伴う贈与）

第44条（残余処分の特属等）

改定後のこの定款は、令和8年7月4日から施行する。